

# 「霧島アートの森」カフェテリア・ミュージアムショップ入居者募集要領

霧島アートの森は、鹿児島県の芸術交流拠点施設であり、霧島地域の自然と調和した芸術性の高い彫刻作品を配置し、豊かな自然の中で、優れた芸術作品や自然に触れ親しんでもらう野外美術館として平成12年10月に開園しました。

ついては、霧島アートの森の利用者等が利用できるカフェテリア・ミュージアムショップ（以下「カフェ・ショップ」という。）の入居者を次の要領により募集します。

## 1 施設の概要

- (1) 住 所 始良郡湧水町木場6340-220
- (2) 構 造 鉄筋コンクリート造（地上2階）
- (3) 面積等 建物1階の一部 23.61㎡

※ 厨房及び商品陳列棚部分の面積です（専有部分）。飲食スペースは、カフェショップ内にありますが、共用部分となります。（別紙1参照）

- (4) 付属設備

番号	品 名	数 量	備 考
1	レジカウンター	1	
2	サービスカウンター	1	
3	カフェテーブル	9	
4	カフェ椅子	36	
5	売店陳列棚	3	
6	カードスタンド	1	
7	レジスター	1	

- ・ 火気は使用できません。
- ・ カフェショップ内の飲食スペースには、テーブル9卓及びイス36脚が設置されています。他の来園者が休憩スペースとしても使用するため共用部分となります。

## 2 応募資格

下記のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 鹿児島県内に事業所を有する法人又は個人で、飲食業の経営に関する実績があり、カフェテリア及びミュージアムショップを一体とした経営ができること
- (2) 過去3年間に食品衛生法による行政処分を受けていないこと
- (3) 衛生、防災、サービス等の責任者を配置できること
- (4) 地方税を完納していること
- (5) 次のアからケのいずれにも該当しない者であること

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合があります。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下「暴力団員等」という。）
- ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等
- エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- ケ ア～クまでに定める者の依頼を受けて申込みしようとする法人等

（注1）「法人等」とは、法人、その他団体又は個人をいいます。

（注2）「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ① 法人にあっては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下③同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者
- ② 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事、その他①に掲げる者と同等の責任を有する者
- ③ 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

### 3 入居条件

- (1) 営業日及び営業時間については、原則、開園日及び開園時間とし、入居者と施設管理者及び県が協議の上、定めます。
  - [休園日] 毎週月曜日（※月曜日が祝日の場合は直後の平日）  
年末年始（12/29～1/2）  
メンテナンス（2月末から3月初旬の1週間程度：年度により異なる）
  - [開園時間] 午前9時～午後5時  
※7月20日～8月31日の土・日・祝日は午後7時まで開園
- (2) 入居期間は、原則として令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。（ただし、開始日については入居者と施設管理者及び県で協議の上、設定できるものとします。）  
なお、入居者と施設管理者及び県で協議の上、更新できるものとします。
- (3) 施設使用料は、鹿児島県公有財産管理規則及び県が定める「行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準」に基づき、**年額132,920円**（23.61㎡、減免後、消

費税を含む) (減免前：年額241,674円) となります。(ただし、使用料については、別紙1の面積に加えて入居者が実際に使用する面積に応じて増減します。)

なお、上記(2)の期間以降の使用料については、経営内容等から特に使用料の減額が必要であると認められるときは、同基準に基づき、減額することができます。

- (4) 内装等の改修は、入居者と施設管理者及び県が協議し許可者の了解を得て、入居者負担とします。
- (5) 付属設備以外の営業に必要な備品類は、すべて入居者の負担とします。
- (6) 光熱水費、衛生管理費、消耗品費その他カフェ・ショップの維持管理に要する費用及び営業に係る経費は、全て入居者負担とします。
- (7) 営業品目の種類・価格及びカフェ・ショップの名称その他の運営に関する基本的なことについては、別途施設管理者及び県と協議し、覚書(別紙2)を締結するものとします。
- (8) カフェで提供する飲食品は、現代アート美術館である「霧島アートの森」にふさわしいものであり、かつ、鹿児島島の特色を生かしたものであることが望ましい。
- (9) カフェ・ショップの名称、営業品目の種類・価格その他運営に関する基本的な事項については、入居者と施設管理者が協議の上、別途覚書を締結します。カフェ・ショップで取扱う商品は、原則として霧島アートの森にふさわしい書物・グッズ等とし、霧島アートの森の推薦する商品及び入居者が希望する商品を置くものとします。なお、入居者が希望する商品については、あらかじめ施設管理者の承認を受けるものとします。
- (10) その他カフェ・ショップの使用許可に際して付する条件(別紙3)を遵守していただきます。
- (11) 経営状況等について、調査もしくは資料の提出を求めることがあります。

#### **4 応募方法**

- (1) 応募期間

令和6年11月27日(水)から令和6年12月27日(金)まで[必着]

- (2) 応募先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課  
電話 099-286-2514  
FAX 099-286-5537

- (3) 提出方法

次の5に掲げる書類を郵送又は持参  
(土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

- (4) 現地説明会

令和6年12月17日(火)午後2時00分から行います。

参加を希望される方は、現地説明会申込書(様式4)に必要事項を御記入の上、説明会前日までにFAX又は郵送で、上記(2)まで送付してください。

## 5 提出書類（各1部）

- (1) 「霧島アートの森」カフェテリア・ミュージアムショップ入居申込書（様式1）
- (2) 経営内容企画書（様式2）
- (3) 県税の納税証明書（応募時から過去1年間、県税について未納がないことの証明書）
- (4) メニュー表（代表的なもの2品以上の写真及び説明書を添付すること）
- (5) 定款，法人登記事項証明書，会社概要，パンフレット等（法人の場合のみ）
- (6) 住民票（個人の場合のみ）
- (7) 食品衛生法に基づく営業許可証の写し（現在営業している飲食店等がある場合）
- (8) 決算書（直近1年分）
- (9) 誓約書（様式3-1）及び役員名簿（様式3-2）

※ その他必要に応じて，書類の提出を求めることがあります。また，提出された書類等は返却しませんので，あらかじめ御了承ください。

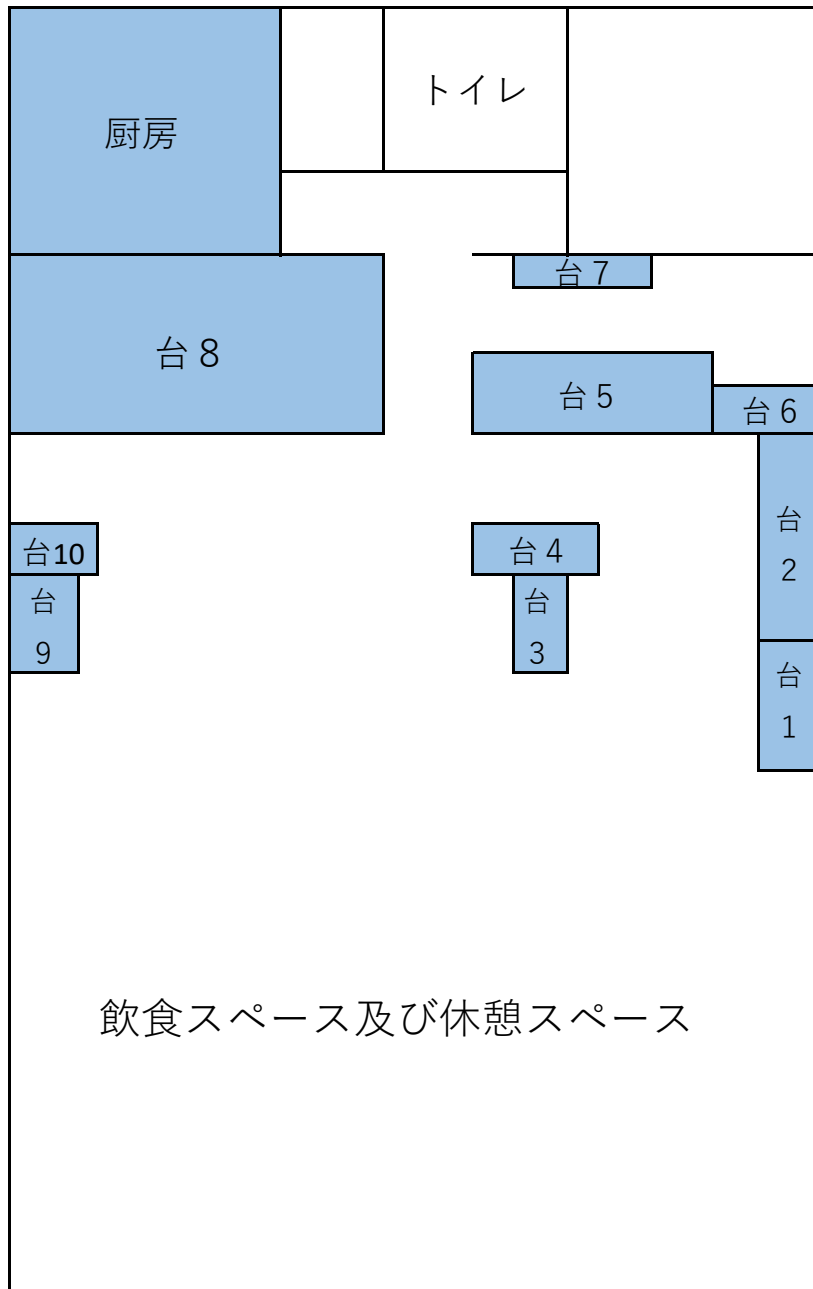
なお，提出された書類等は，今回の募集目的以外に利用いたしません。

## 6 入居者の決定

- (1) 提出された書類の審査，ヒアリングを行い，入居者選定委員会において決定します。ヒアリングの実施日時等については，別途お知らせします。
- (2) 入居者の決定は，概ね令和7年1月下旬を予定しています。選定結果については，全ての応募者の方に通知します。

（問合せ先）  
鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課  
文化振興係（担当：富満）  
電 話 099-286-2514

## カフェテリア・ミュージアムショップ面積表



カフェ・ショップ使用面積（専有部分）※着色部分

区分	幅(m)	奥行き(m)	面積(m <sup>2</sup> )	使用面積(m <sup>2</sup> )
厨房	3.20	2.60	8.3200	8.32
台1	2.80	0.50	1.4000	1.40
台2	1.68	0.50	0.8400	0.84
台3	1.20	0.58	0.6960	0.70
台4	0.90	0.60	0.5400	0.54
台5	1.98	0.96	1.9008	1.91
台6	0.58	0.45	0.2610	0.27
台7	0.90	0.43	0.3870	0.39
台8	3.90	2.19	8.5410	8.55
台9	0.45	0.90	0.4050	0.41
台10	0.52	0.52	0.2704	0.28
計				23.61

# 覚 書 (案)

令和6年 月 日付け文振第 号で行政財産使用許可したカフェテリア・ミュージアムショップ（以下「カフェ・ショップ」という。）の運営等に関して、許可者：鹿児島県（以下「甲」という。）、施設管理者：公益財団法人鹿児島県文化振興財団（以下「乙」という。）及び被許可者：（以下「丙」という。）との間において、次の条項により覚書を交換する。

第1条 丙はカフェ・ショップの運営に当たっては、鹿児島県霧島アートの森への来園者等に対し良質かつ低廉な飲食品を提供することに努めるものとする。

第2条 カフェ・ショップの営業日及び営業時間は次のとおりとする。但し、あらかじめ甲の承認を得て臨時に休業し、又は営業時間を繰り上げ若しくは繰り下げることができる。

(1) 営業日 霧島アートの森の休園日を除く毎日

(2) 営業時間 午前9時から午後5時まで

(ただし、7月20日～8月31日の土・日・祝日は午後7時まで開園)

第3条 販売する食品等の種類及び単価等については、甲・乙・丙協議して定めるものとする。

第4条 丙は、カフェ・ショップの名称のほか案内標示及び消耗品等に使用する名称等の表現については、あらかじめ甲及び乙と協議するものとする。

第5条 丙は、カフェ・ショップの営業のために要する材料購入等に関し、第三者と契約する場合には、甲及び乙の行為になると誤認される名称・表現等を用いてはならない。

第6条 丙は、使用実績に基づきカフェ・ショップの営業のために要した電気料金及び水道料金を負担しなければならない。電気料金及び水道料金は、甲が発行する納入通知書により納付することとする。

第7条 丙はカフェ・ショップ運営に当たり、食品衛生法その他の法令規則等を遵守するとともに、霧島アートの森の施設としての品位及び秩序の保持に努めるものとする。

第8条 丙はカフェ・ショップにおいて、火気を使用してはならない。飲食物の調理は、丙の準備する火気を使用しない調理器具で行わなければならない。

第9条 丙は、霧島アートの森消防計画及び霧島アートの森防火管理規定を遵守するとともに、毎日の終業時においては、安全管理の点検を行わなければならない。

第10条 丙は、カフェ・ショップ営業に従事する職員（以下「従業員」という。）の身分保証、健康管理、服務規律等のすべてに、その責めに任ずるものとする。

第11条 許可物件に付帯して甲が備える調度品等は以下のとおりとし、丙は、これらの許可物件等を善良な管理者の注意をもって管理の任に当たるものとする。

附属設備	
品名	数量
1 レジカウンター	1
2 サービスカウンター	1
3 カフェテーブル	9
4 カフェ椅子	36
5 売店陳列棚	3
6 カードスタンド	1
7 レジスター	1

2 許可物件等の修繕等の費用については、甲の負担とするが、修繕等を行う場合は、甲丙協議して行うこととする。

3 丙の故意又は明確な過失により、更新又は修繕が必要になった場合は、丙が更新費又は修繕費を負担する。

4 第1項に記載する附属設備が使用不能となった場合、甲において除却するが、更新はしないものとする。

第12条 カフェ・ショップの清掃及び料理屑、ごみ等の処理は、原則として丙の責任においてこれを行うものとする。

第13条 甲及び乙は丙にカフェ・ショップの運営についてこの覚書に定めるもののほか、必要と認める事項を指示することができるものとし、この場合、丙は遅滞なくその指示に従わなければならない。

第14条 この覚書に疑義を生じ、又はこの覚書に規定のない事項で必要が生じたときは、関係法令、条例、規則及び規程等によるほか、甲・乙・丙協議して定めるものとする。

この覚書を交換した証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県知事 塩田 康一 印

乙 公益財団法人鹿児島県文化振興財団  
理事長 片野坂 真哉 印

丙 印

## 許 可 条 件

- 1 使用者は、使用財産を許可した使用目的以外に使用してはならない。
- 2 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸等一切の処分をしてはならない。
- 3 使用者は、使用財産について許可なく施設の改造若しくは改築又は変更をすることができない。
- 4 許可した使用財産の維持修繕等の費用は、許可者の負担とする。ただし、小規模の維持修繕等については 承認を得て使用者が負担すること。
- 5 使用者は、許可を受けた使用財産を故意若しくは過失により荒廃させ、又は損傷し、その許可条件に違反したときは、原状に回復し、又は県に生じた損害を賠償しなければならない。
- 6 使用者は、善良な管理者の注意をもって許可を受けた使用財産の管理の任にあたらなければならない。
- 7 許可者は、使用者に対しその業務等について質問し、帳簿類等を調査し、又は参考となるべき事項その他の資料の提出を求めることができる。その場合使用者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は資料等の提出を怠ってはならない。
- 8 使用者は、許可期間が満了したとき又はこの許可を取り消されたときは、別に許可する場合を除き、指定する期日までに許可前の原状に回復して引き渡すこと。
- 9 次の各号の一つに該当するときは、催告の手續を要しないで使用許可を取り消すことがある。
  - (1) 公用又は公共用に供するため必要が生じたとき
  - (2) 使用者が許可条件の一つに違反する行為があると認めるとき
  - (3) 使用者が不正の手段によって使用許可を受けたとき
  - (4) 使用者が「鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例」の規定に違反したとき
  - (5) 前各号に定める場合のほか、霧島アートの森の管理上特に必要と認めたとき
- 10 使用許可期間が満了し又はこの許可を取り消されたため使用者又は第三者に損害を生じても許可者はなんらの責にも任じない。
- 11 使用者は、防災管理・組織等に積極的に協力しなければならない。
- 12 使用料及び光熱水費は、別に発行する納入通知書により、納入期限までに納入すること。
- 13 使用料を納期限内に納入しないため督促状を發した場合、鹿児島県財産に関する条例（昭和39年3月30日条例第12号）第11条第1項に規定する延滞金を納入しなければならない。
- 14 この許可条件に疑義を生じ又はこの許可条件にない事項で必要を生じたときは、鹿児島県の関係条例規則等によるほか知事の定めるところによる。